鳥取・吉林ADAS・EVプロジェクト事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取・吉林ADAS・EVプロジェクト事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、世界的なADAS (先進運転支援システム)・EV (電気自動車) 関連市場の拡大が見込まれる中、中国第一汽車 (吉林省) に対する車載デバイス製品供給化を目指した県内ADAS・EV関連企業の取組を後押しすることで、県内ADAS・EV関連企業が、海外からの需要やADAS・EV関連高度人材を獲得し、本県に経済的波及効果をもたらすことを目的として交付する。

(補助金の交付)

- 第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助 事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付 する。
- 2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費(以下「補助対象経費」という。)の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に、同表の第4欄に定める率(以下「補助率」という)を乗じて得た額以下とする。ただし、本補助金の額は、同表の第5欄に定める額を上限とする。
- 3 なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、毎年4月30日までに行わなければならない。ただし、 年度中途に補助事業の実施を開始する場合には、補助事業の実施を開始する一月前まで に行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様 式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

- 第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行う ものとする。
- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわ

らず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

- 第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額を伴うもの以外 の変更とする。
- 2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

- 第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。
- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止 若しくは廃止の日から30日を経過する日
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日
- 2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、 その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当 該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに知事に報告し、知事 の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(雑則)

第8条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、 商工労働部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年4月10日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年3月14日から施行し、平成31年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和2年3月27日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表(第3条関係)

1	補助事業	鳥取県と吉林省の交流の枠組	吉林大学自動車工程学院学生の
		みにより行う中国第一汽車及び	インターンシップ受入れに関する
		その関連企業・機関との実証実	事業
		験交流に関する事業	
2	事業実施	県内に事業所及び工場等を有し	、地域経済牽引事業の促進による地
	主体	域の成長発展の基盤強化に関する	法律(平成19年法律第40号)に
		基づく地域経済牽引事業計画の承	認を受けているADAS・EV関連
		企業	
3	補助対象	渡航経費、デバイス輸送(海	学生の渡航費、滞在費、社会保
	経費	上、航空)経費、各種認証・規	険等、インターンシップ受入及び
		格取得手数料・調査費、各種証	その準備に必要となる経費。ただ
		明認可、翻訳通訳料等、その他	し、賃金、通勤費は除く
		実証実験交流及びその事前協議	
		等に必要となる経費	
4	補助率	1/2	1/2
5	補助金額	450,000円	300,000円
	の上限		

様式第1号(第4条、第7条関係)

令和 年度鳥取・吉林ADAS・EVプロジェクト事業計画(報告)書

1 事業計画の内容

(1) 一汽車やティア1とのビジネス交流事業

実施時期	, . 3	夷 施	内	容	目的(成果)	

(2) ADAS・EV関連高度人材インターンシップ受入事業

実施時期	実	施	内	容	目的(成果)

2 添付書類

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく地域 経済牽引事業計画承認書の写し

- 3 他の補助金の活用の有無(有・無)
 - ※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。
 - ※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先 (補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。
- 4 消費税の取り扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者) ※いずれかに○をしてください

様式第2号(第4条、第7条関係)

令和 年度鳥取・吉林ADAS・EVプロジェクト事業収支予算(決算)書

1 収入の部

(単位:円)

					()
事業名	科目	本年度予算額	前年度決算額	差引	摘要
		(決算額)	(予算額)		
(1)					
第一汽車や					
ティア1と					
のビジネス					
交流事業					
	小計				
(2)					
ADAS • E					
V関連高度					
人材インタ					
ーンシップ					
受入事業	小計				
	合計				

2 支出の部

(単位:円)

事業名	科目	本年度予算額	前年度決算額	差引	摘要
		(決算額)	(予算額)		
(1)					
第一汽車や					
ティア1と					
のビジネス					
交流事業					
	小計				
(2)					
ADAS • E					
V関連高度					
人材インタ					
ーンシップ					
受入事業	小計				
	合計				

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

様

鳥取県知事印

令和 年度鳥取・吉林ADAS・EVプロジェクト事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書(以下「申請書」という。)で申請のあった鳥取・吉林ADAS・EVプロジェクト事業補助金(以下「本補助金」という。)については、鳥取県補助金交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の対象事業の内容は、・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

(1)算定基準

金

円

(2)交付決定

金

円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について鳥取・吉林ADAS・EVプロジェクト事業補助金交付要綱(平成30年4月10日付第201800010597号鳥取県商工労働部長通知。以下「要綱」という。)第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の(2)の交付決定額(変更された場合には、変更後の額とする。)のいずれか低い額により行う。

5 補助規定の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

△ ¥n	在		
令和	'T-	Н	

鳥取県知事様

住所

氏名

囙

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

令和 年度鳥取・吉林ADAS・EVプロジェクト事業仕入控除税額確定報告書

令和 年 月 日付第 号により交付決定を受けた鳥取・吉林A DAS・EVプロジェクト事業補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、下記のとおり報告します。

記

1 補助対象経費及び補助金の確定額

(1)補助対象経費の確定額

金

円

(2)補助金の確定額

金

円

2 実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決 定控除税額)

金

円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額(補助対象経費に係るもの)

金

円

4 補助金返還額

金

円

※補助金の返還が発生する場合は、算出根拠がわかる資料を別途、添付すること。